

答 申 個 第 1 3 1 号
令和 5 年 1 0 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 4 年 6 月 2 2 日付け保障第 1 8 6 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

再作成した支援計画及び説明用資料の不存在による非開示決定事案（諮問個第 3 1 1 号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年5月2日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「① かがやき職員である●●及び■■（以下「担当職員」という。）が再作成した開示請求者に係る支援計画（planning sheet）、② ①に係る説明用資料」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

※「かがやき」は京都市発達障害者支援センターかがやきを指す（以下同じ）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を作成していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年5月13日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（開示請求に係る個人情報を保有していない理由）

- ① 支援方針の検討及び支援計画の作成を行うためのインタビューを開示請求者が欠席したことで、面談にて相談内容の聴取ができなかったことにより、請求に係る公文書を作成していないため。
- ② 上記①を作成していないことにより、②に係る公文書も作成していないため。

- (3) 審査請求人は、令和4年5月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) かがやきの運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内

容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) 本件請求に係る公文書について

かがやきにおける相談支援の流れとしては、まず、インテークにより支援対象者の相談内容を聴取し、相談支援を行えるかどうかを検討する。支援相談を行えると判断した場合には、初回面談を実施し、相談内容の詳細等の確認を行った後、かがやきのスタッフ間で支援の方針を検討する。この際に作成されるのが「個別支援計画」（現在は「個別評価・支援 プランニングシート」という。）であり、本件請求は、担当職員が作成した審査請求人に係る個別支援計画を開示するよう求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

本件請求内容にある、担当職員は、令和4年4月26日に審査請求人のインテークを実施する予定であった職員である。

審査請求人は過去にかがやきを利用していたが、当該インテークは、過去に利用した内容との継続性はなく、改めてインテークを実施し、令和4年4月26日時点での相談内容を聴取し、今後の支援内容を検討していくために行うものであった。

4(2)のとおり、かがやきにおいて作成する個別支援計画は、インテーク及び初回面談を経て、支援対象者の相談内容を詳しく聴取した後に、支援方針等を検討して作成するものである。審査請求人がインテークを欠席したことから、かがやきとしては相談支援の手順が先に進まず、個別支援計画を作成する段階には至っていない。したがって、本件請求に係る公文書は作成していないため、不存在による非開示決定をしたものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は本件決定通知書に於いて「インテークを開示請求者（補註：審査請求人）が欠席した」と書いているが、intake 自体は既に2013年1月にかがやき元職員である▲▲に依り行われているので、2022年4月26日火曜日に予定されていた面談を「インテーク」とする事は事実と反している。何故なら intake を初回面談と和訳すれば、当該面談はかがやきに於ける初回面談で無いからである。抑々処分庁は何故当該面談を態々「インテーク」と書いているのか。審査請求人は先ず此の点から解らない。

(2) 又審査請求人はかがやき（〇〇・副センター長）に対して当該面談迄に支援計画（planning sheet）を再作成しておく事を要求し、電子 mail に依り其れを伝えているの

で、処分庁が不存在事由として挙げている通り最初から「作成していない」のであればかがやきは当該要求に応じておらず、即ち「審査請求人に対する支援を行う意思が最初から無いので作成していない」と判断するしか無く、其の様に為れば処分庁が記す「インテークを開示請求者が欠席したから作成していない」旨は、矢張り事実反する事に為る。

- (3) 従って、本件処分は何故文書が存在しないのかについて事実に基づく不存在事由を明示していない事になるので、行政手続法 8 条 1 項に基づき違法である。仮に本件文書が存在不存在であるとしても何故不存在であるのかについて明示しなければ同項に違反する。
- (4) 処分庁は「当該インテークは過去に利用した内容との継続性がなく」と書いているが、前回の口頭意見陳述時に△△・かがやきセンター長が発言している内容と全く一致していないのであれば、此れは明らかに事実と異なる嘘である。抑々同一である障害者に対する支援に於いて「継続性」が無い訳が無い。
- (5) 結局、本件審査請求書に於いて既にも書いている通り、かがやきが個別支援計画書（旧称、新称：Planning Sheet）の作成に応じていない事由は「審査請求人がインテークを欠席したことから」で無く「最初から作成する積もりが無いから、即ち最初から障害者支援を行う積もりが無いから」であるので此れを不存在事由として明記しなければならない（行政手続法 8 条 1 項）。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、担当職員が作成した審査請求人に係る個別支援計画及びその説明用資料を開示するよう求めたものである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、個別支援計画は、インテーク及び初回面談を経て、支援対象者の相談内容を詳しく聴取した後に、支援方針等を検討して作成するものであるが、審査請求人が令和 4 年 4 月 26 日に予定されていたインテークを欠席したため個別支援計画を作成する段階には至っておらず、担当職員は審査請求人に係る個別支援計画書を作成していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、インテークは 2013 年に行われており、2022 年に予定されていた面談をインテークとする事は事実反していること、また本件処分における個別支援計画書が存在していない理由は事実に基づいた事由ではないと主張する。

ウ かがやきでは、インテーク及び初回面談において相談内容の詳細を聞き取った後に個別支援計画書を作成しており、審査請求人に係る個別支援計画書は、過去に審査請求人がかがやきを利用した際に作成していた。しかしながら、当該個別支援計画書を作成してから一定期間が経過していることや過去の利用内容との継続性が認められなかったため、改めて審査請求人から相談内容を聴取するためにインテークを予定したが、実施予定日に審査請求人が欠席し実施できず、担当職員は個別支援計画書を作成するに至らなかったとのことである。

エ したがって、当審査会としては、個別支援計画書がインテーク及び初回面談において相談内容の詳細を聞き取った後に作成されるものであることから、担当職員が予定していたインテークが実施されなかったため、個別支援計画書及びその説明用資料を作成していないとの処分庁の主張に特段不合理な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年	6月22日	諮問
	7月22日	諮問庁からの弁明書の提出
	8月22日	審査請求人から反論書の提出
令和5年	8月25日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第5回会議）
	10月 3日	審議（令和5年度第6回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）